

2017年3月16日（木）

厚生労働省：第2回視覚障害の認定基準に関する検討会
視覚障害認定基準に関する要望書

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会
理事長 金井國利
発表者 榊原賢二郎

弊協会は、網膜色素変性症という進行性の眼疾患および類縁疾患を中心とした患者会です。この度、視覚障害の認定基準について意見を述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。弊協会として、以下の通り要望いたします。

1. 最も合理的な指針としての等級低下防止

今回、視力・視野の測定方法・基準における大幅な改正が提案されています。両眼視力の和を、優位眼の視力に変更すること、および自動視野計の基準を明確化することはやむを得ないとしても、そうした変更によって、等級がこれまでよりも低下することは回避しなければならないと考えます。

そもそも視力や視野による等級判定の閾値は、一定の恣意性を免れません。logMAR 視力の等差数列によって等級を判定する客観的な根拠はなく、便宜的なものに過ぎません。他方、等級が低下することは、社会生活に著しい影響を与えます。例えば2級から3級に低下すると、雇用率のダブルカウントの対象ではなくなったり、自治体によって購入できない日常生活用具が出てきたり、医療費補助の対象から外れたりといった不利益が発生します。そうした不利益を発生させて良いだけの強い根拠は提示されておらず、そのため等級低下防止を最も合理的な指針として採用すべきであります。具体的には項を改めてご提案します。

2. 視力基準について

前項で述べたような指針からは、良い方の眼の視力を基準とした場合、2級は0.04以下、3級は0.08以下、4級は0.1以下、5級は0.2以下と言ったように、現行基準から等級が低下することのない視力の基準を導入する必要があります。「視覚障害認定基準の改定に関する取りまとめ報告書」8ページ表cからは、例

例えば現行の2級相当の人の1割強が3級に低下するなど、基準変更によってかなりの等級低下が発生すると読み取れます。こうした等級低下を回避できるような基準値を採用することを要望いたします。

3. 視野計の扱いについて

改正案において、視野障害はゴールドマン型視野計あるいは自動視野計によって判定され、自動視野計によって信頼可能な測定が困難な場合はゴールドマン型視野計によって再評価することとされています。

しかし、いかなる場合に測定の信頼性を疑うかは明示されておらず、そのため、自動視野計のみでの評価により、ゴールドマン型視野計による現行基準の等級よりも下がる可能性があります。

そのため、自動視野計による視野障害の判定について、患者が再評価を希望する場合は、ゴールドマン型視野計により再評価する旨、認定要領に項目を追加することを要望いたします。

4. 実効的な視力の測定について

視力測定の際、弱視者の中には、長時間検査表を凝視する人がいます。そうして5秒・10秒あるいは数十秒かけて得られる視力は、実効的な視機能を反映しているとは考えられません。生活で実際に役立つ視力を測定できるよう、時間制限等適切な基準の導入をご検討いただければ幸いです。

5. 夜盲による認定について

今後の課題として、夜盲による障害者手帳取得についてもご検討いただきたいと思えます。

典型的な網膜色素変性症の進行過程では、まず桿体細胞の機能が低下するため、夜盲が生じます。夜間や暗所での移動等が困難となるため、これだけでも夜間の外出の躊躇や職業選択への影響、移動の危険等、生活に大きな影響があります。こうした不利益に対応するため、夜盲のみの段階から、障害者として認定することが必要であると考えます。

以上の諸点について、ぜひご検討・ご反映いただけますようお願い申し上げます。